採用内定取消しの防止について

~事業主の皆さま、労働局・ハローワークまでご相談ください~

事業主の皆さまへ

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな 失望を与えるものであり、できる限り防止することが必要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が 定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努 力を行う等、あらゆる手段を講じる**こと。

1

※ <u>新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる</u> 場合には、<u>客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であ</u> ると認められない採用内定の取消し(解雇)は無効とされます。

やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就 12** 職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には、誠意を持って対応 すること。

事業主の皆さまの雇用維持の努力を支援するため、<u>雇用調整助成金の特例</u>を設けました。この特例により、採用したばかりの<u>新規学卒者でも</u>休業や教育訓練等をさせた場合は助成の対象となります。



採用内定の取消しを行う前に、<u>まずは、お近くの</u> 労働局・ハローワークまでご相談

3

※ また、既に内定取消しを行った場合、労働局・ハローワークへご連絡いただく必要がありますので、ご連絡をお願いします。